（様式第１－５号）

　市町村名：　　堺　市

⑨その他の創意工夫による取組み

|  |  |
| --- | --- |
| 区分及び事業名※１から４のいずれか該当するもの一つに○を付し、（　　　）に事業名を記入してください。※１から４の複数の区分に該当するものについては、それぞれ用紙を分けて記入してください。 | １　人権相談分野（事業名：人権相談ダイヤルの開設）２　地域就労支援分野（事業名：　　　　　　　）３　進路選択支援分野（事業名：　　　　　　　）４　生活上のさまざまな課題等の発見又は対応分野（事業名：　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 取組内容【新規・継続の別】　※該当する方に○を付してください。　 １．新規　２．継続 【交付対象となった年度：平成３０年度　】【 現 状 】　人権推進課における人権相談では、専用ダイヤルがなかったため課の電話番号にかかってくる相談に対応してきた。そのため広報紙等では人権推進課の人権相談としての電話番号を周知していなかった。【現状における課題】　人権推進課における人権相談は、広報紙等で広く周知することで市民の潜在的相談ニーズを掘り起こすことが重要であるため、相談者が安心して相談できるよう相談専用ダイヤルを開設し、広く周知する必要があった。【取組み内容】 ※継続実施分について、取組み内容を拡充する場合は、その内容を追記してください。　平成29年12月1日から新たに人権相談ダイヤルを開設し、チラシや毎月の広報紙、ホームページに相談専用ダイヤルを掲載することにより周知を図った。また、毎週水曜日を「LGBT相談の日」とし、これを広く周知し、LGBTなど性的マイノリティ当事者が安心して相談できるよう配慮した。そのことにより、相談ダイヤルに当事者からの相談が増加した。また、平成30年5月から令和2年3月末まで毎月第4水曜日にLGBTなど性的マイノリティに精通している弁護士によるLGBT相談を実施した。　令和2年4月よりLGBT相談は、広報誌等により、月曜日から金曜日のどの曜日でも相談員と相談出来る環境が整っていることを周知した。　≪年度別相談件数≫ 　　 　（単位:件）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年　度 | H26 | H27 | H28 | H29（内12月1日以降件数） | H30 | R1(H31) | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 相談件数 | 112 | 123 | 122 | 183（90） | 266 |  666 | 458 | 217 | 360 | 346 |
|  | 内LGBT相談件数 |  0 |  0 |  0 | 15（11） |  22 |  11 | 11 | 21 | 12 | 9 |
|  |  | 内LGBT弁護士相談 |  | 1 |  2 | － | － | － | － |

 |
| 　　　 |  |

（様式第１－５号）

　市町村名：　　堺　市

⑨その他の創意工夫による取組み

|  |  |
| --- | --- |
| 区分及び事業名※１から４のいずれか該当するもの一つに○を付し、（　　　）に事業名を記入してください。※１から４の複数の区分に該当するものについては、それぞれ用紙を分けて記入してください。 | １　人権相談分野（事業名：相談担当者等向け人権研修開催　）２　地域就労支援分野（事業名：　　　　　　　）３　進路選択支援分野（事業名：　　　　　　　）４　生活上のさまざまな課題等の発見又は対応分野（事業名：　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 取組内容※府ホームページへは当様式に記載されている内容を原則そのまま掲載いたします。また、記載にあたりましては現状、現状における課題及び当該課題解決へ向けた取組み内容をできるだけ詳細に記入してください。【新規・継続の別】　※該当する方に○を付してください。　 １．新規　２．継続 【交付対象となった年度：平成３０年度　】【 現 状 】　各相談窓口においては職員が相談を受けている。しかし、相談担当者にはさまざまな人権相談に適切に対応するためのスキルが十分ではなかった。相談担当者が安心して相談を受けられない現状であった。【現状における課題】　相談担当者が安心して相談を受けるための知識やスキルを身に着け、相談担当者の資質の向上を図る必要がある。【取組み内容】 ※継続実施分について、取組み内容を拡充する場合は、その内容を追記してください。　人権相談担当職員に対し年1回人権研修を実施する。令和元年度は、相談担当者や窓口担当者に加えて市内事業者を対象にＬＧＢＴ研修会を開催した。令和2年度は、相談担当者の情報交換会と併せて、相談担当者を対象に、「コロナ禍における人権相談対応」について人権研修を実施した。令和3年度は、相談担当者のスキルアップを図るため、現在相談員をされている方を講師として、前もって録画したビデオ視聴する形式で人権研修を実施した。また、当日参加できない相談員に対して、後日に視聴できるようにして、スキルアップを図った。令和4年度は、「ＬＧＢＴＱの現状と相談事例、人権相談における対応の仕方を学ぶ」をテーマとして、人権研修を実施し、相談担当者のスキル向上を図った。令和5年度も相談担当者のスキル向上を図るため、2月に大阪府人権協会事務局長を講師として「さまざまな人権問題をめぐる動向とそこからの課題を学ぶ」をテーマとした人権研修とともに、意見・情報交換会を実施した。 |

（様式第１－５号）

　市町村名：　　堺　市

⑨その他の創意工夫による取組み

|  |  |
| --- | --- |
| 区分及び事業名※１から４のいずれか該当するもの一つに○を付し、（　　　）に事業名を記入してください。※１から４の複数の区分に該当するものについては、それぞれ用紙を分けて記入してください。 | １　人権相談分野（事業名：ＬＧＢＴ相談対応マニュアルの作成）２　地域就労支援分野（事業名：　　　　　　　）３　進路選択支援分野（事業名：　　　　　　　）４　生活上のさまざまな課題等の発見又は対応分野（事業名：　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 取組内容【新規・継続の別】　※該当する方に○を付してください。　 １．新規　２．継続 【交付対象となった年度：平成３０年度　】【 現 状 】　各人権相談窓口においては職員が相談を受けている。相談担当者にはＬＧＢＴ等性的マイノリティの知識やスキルが十分でなかったため、職員が自信を持って相談できない現状であった。また、全庁的にもＬＧＢＴ等性的マイノリティの知識や理解が十分でないため、当事者にとっては十分なものとは思えない現状となっていた。【現状における課題】　平成29年12月1日から人権推進課おいて人権相談ダイヤルを開設したことに伴い、ＬＧＢＴ等性的マイノリティの当事者の方からの相談を広く周知した。ＬＧＢＴ相談の増加に伴い、さらに当事者が安心して相談できるように職員の資質の向上に努める必要がある。【取組み内容】 ※継続実施分について、取組み内容を拡充する場合は、その内容を追記してください。　人権推進課職員が自ら外部研修を受け、関係図書を購入し自己研さんを図り、また当事者の話を聴ける講演会に参加するなど、知識の向上、スキルの習得を行った。その結果として、ＬＧＢＴ相談に臨むにあたっての心構えとして、ＬＧＢＴの基礎知識や想定Ｑ＆Ａ、相談事例、関係機関一覧を記載した「ＬＧＢＴ相談マニュアル」を作成し、相談・窓口職場に広く配布し、職員の資質の向上を図った。また、令和元年度まで毎月第４水曜日に実施していたＬＧＢＴ法律相談を担当する弁護士等にも、弁護士相談実施日に弁護士の相談がない時間帯でマニュアルについて助言をいただき、内容を充実させるとともに、平成31年4月から開始した「堺市パートナーシップ宣誓制度」についても対応できるように平成31年3月に改訂版を作成し、相談担当者及び要望のあった他市等へ提供した。令和3年度以降も改訂版（令和4年3月に五訂版、令和5年3月に六訂版）を作成し、相談担当職員に配布している。令和5年度にはさらに改訂版（令和6年3月に七訂版）を作成し相談担当職員に配布した。　経験年数の多い相談担当者のスキルを伝え、深化・充実を図っていく。マニュアルは、日々更新を重ね、大阪府条例や法改正に伴う更新を行っていくこととしている。 |

（様式第１－５号）

　市町村名：　　堺　市

⑨その他の創意工夫による取組み

|  |  |
| --- | --- |
| 区分及び事業名※１から４のいずれか該当するもの一つに○を付し、（　　　）に事業名を記入してください。※１から４の複数の区分に該当するものについては、それぞれ用紙を分けて記入してください。 | １　人権相談分野（事業名：人権相談対応マニュアルの作成　）２　地域就労支援分野（事業名：　　　　　　　）３　進路選択支援分野（事業名：　　　　　　　）４　生活上のさまざまな課題等の発見又は対応分野（事業名：　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 取組内容※府ホームページへは当様式に記載されている内容を原則そのまま掲載いたします。また、記載にあたりましては現状、現状における課題及び当該課題解決へ向けた取組み内容をできるだけ詳細に記入してください。【新規・継続の別】　※該当する方に○を付してください。　 １．新規　２．継続 【交付対象となった年度：令和2年度　】【 現 状 】　本市における人権相談は、市民から多種多様な相談が寄せられる。担当の職員は、先ずは傾聴し、相手のニーズを掴むことを心掛けている。その際の対応方法や情報提供について、相談担当者が持つ経験によってその対応にばらつきが生じ、相談者がいつでも安心して相談することが難しくなる場面も考えられた。【現状における課題】相談担当者の経験年数等によって相談対応の質に差が生じる可能性があったため、いつでも相談者が安心して相談できるよう全相談担当者が適切かつ公平に、相談者に情報を提供できるようにする必要があった。また、相談者にとっても公平により適切に情報を受け取ることができるようにする必要があった。【取組み内容】 ※継続実施分について、取組み内容を拡充する場合は、その内容を追記してください。　一定の知識や情報を共有し、職員の資質の向上を図る必要がある。相談担当者が安心して相談者に情報を提供するための「人権相談対応マニュアル」を作成し、人権相談担当者へ配付した。経験年数の多い相談担当者のスキルを伝え、深化・充実を図った。　令和5年度には改訂版（令和6年3月に四訂版）を作成し相談担当職員に配布した。　マニュアルは、日々更新を重ね、大阪府条例や法改正に伴う更新を行っていく。 |

（様式第１－５号）

　市町村名：　　堺　市

⑨その他の創意工夫による取組み

|  |  |
| --- | --- |
| 区分及び事業名※１から４のいずれか該当するもの一つに○を付し、（　　　）に事業名を記入してください。※１から４の複数の区分に該当するものについては、それぞれ用紙を分けて記入してください。 | １　人権相談分野（事業名：コロナ関連の人権相談窓口の周知　）２　地域就労支援分野（事業名：　　　　　　　）３　進路選択支援分野（事業名：　　　　　　　）４　生活上のさまざまな課題等の発見又は対応分野（事業名：　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 取組内容※府ホームページへは当様式に記載されている内容を原則そのまま掲載いたします。また、記載にあたりましては現状、現状における課題及び当該課題解決へ向けた取組み内容をできるだけ詳細に記入してください。【新規・継続の別】　※該当する方に○を付してください。　 １．新規　２．継続 【交付対象となった年度：令和2年度　】【 現 状 】　新型コロナウイルス感染症が、第5類感染症となった以降も、感染者や医療関係者等に対する人権侵害事象が発生し、当事者が苦しんでいる。【現状における課題】　新型コロナウイルス感染者や医療関係者等が安心して生活し、働ける環境を整備する必要があった。また、人権侵害事象で苦しんでいる当事者へ人権相談ダイヤル等で相談できることを周知する必要があった。【取組み内容】 ※継続実施分について、取組み内容を拡充する場合は、その内容を追記してください。　新型コロナウイルス感染者や医療関係者等に対する誹謗・中傷は人権侵害であり、そのような行為は絶対にしてはならないことを広く市民に啓発し、また、人権侵害に関する様々な相談を受け付ける相談窓口の周知に努めた。* 堺市ホームページに掲載中
* 新型コロナウイルスに関する啓発動画をユーチューブで配信
* Ｒ３年度　新型コロナウイルスに関する人権相談件数　１８件

Ｒ４年度　新型コロナウイルスに関する人権相談件数　　２件Ｒ５年度　新型コロナウイルスに関する人権相談件数　　２件 |

（様式第１－５号）

　市町村名：　堺　　市

⑨その他の創意工夫による取組み

|  |  |
| --- | --- |
| 区分及び事業名※１から４のいずれか該当するもの一つに○を付し、（　　　）に事業名を記入してください。※１から４の複数の区分に該当するものについては、それぞれ用紙を分けて記入してください。 | １　人権相談分野（事業名：　　　　　　　　　）２　地域就労支援分野（事業名：　　　　　　　）３　進路選択支援分野（事業名：　　　　　　　）４　生活上のさまざまな課題等の発見又は対応分野（事業名：日曜日・祝日の相談窓口の開設　） |
| 取組内容※府ホームページへは当様式に記載されている内容を原則そのまま掲載いたします。また、記載にあたりましては現状、現状における課題及び当該課題解決へ向けた取組み内容をできるだけ詳細に記入してください。【新規・継続の別】　※該当する方に○を付してください。　 １．新規　２．継続 【交付対象となった年度：令和３年度】【 現 状 】人権推進課の人権相談ダイヤルや各区役所での人権相談窓口の開設は、月曜日から金曜日である。雇用環境の変化や高齢化の進展により、これまでの相談窓口時間帯では対応できない相談者がいる。【現状における課題】　　相談者のニーズに合わせた相談体制を充実する必要がある。【取組み内容】 ※継続実施分について、取組み内容を拡充する場合は、その内容を追記してください。令和元年度より、日曜日・祝日について近隣住民等からの相談があった際に対応できる体制として、人権ふれあいセンター１階に暫定的に相談窓口を開設した。また、相談者の要請により訪問相談や関係部局へ引き継ぐ等状況に応じた相談体制を行っている。令和2年度より広報等に掲載し、本格的に日曜日・祝日について相談窓口の充実を図った。※令和元年度　日曜日・祝日相談件数：１１件　　　　　※令和２年度　日曜日・祝日相談件数：４１件　　　　　※令和３年度　日曜日・祝日相談件数：５４件　　　　　※令和４年度　日曜日・祝日相談件数：１０６件※令和５年度　日曜日・祝日相談件数：８６件 |

（様式第１－５号）

　市町村名：　堺　　市

⑨その他の創意工夫による取組み

|  |  |
| --- | --- |
| 区分及び事業名※１から４のいずれか該当するもの一つに○を付し、（　　　）に事業名を記入してください。※１から４の複数の区分に該当するものについては、それぞれ用紙を分けて記入してください。 | １　人権相談分野（事業名：　　　　　　　　　）２　地域就労支援分野（事業名：　　　　　　　）３　進路選択支援分野（事業名：　　　　　　　）４　生活上のさまざまな課題等の発見又は対応分野（事業名：堺識字・多文化共生学級「つどい」） |
| 取組内容※府ホームページへは当様式に記載されている内容を原則そのまま掲載いたします。また、記載にあたりましては現状、現状における課題及び当該課題解決へ向けた取組み内容をできるだけ詳細に記入してください。【新規・継続の別】　※該当する方に○を付してください。　 １．新規　２．継続 【交付対象となった年度：令和元年度　】【 現 状 】相談者が直接相談窓口に来所する、又は電話することで相談員が相談に対応している。【現状における課題】相談を「待つ」状況であり、アウトリーチを行えていない。【取組み内容】 ※継続実施分について、取組み内容を拡充する場合は、その内容を追記してください。センターの近隣に居住する高齢者が、定期的に集うランチサロンに相談員が出向き、相談窓口やイベントの周知を行うことにより、より身近なところで相談員とふれあい、安心できる関係をつくり、気軽に相談できる環境をつくってきた。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、令和元年度より実施し、令和２年度も計画していたランチサロンの取り組みが実施できなかった。堺識字・多文化共生学級「つどい」に通う学習者の相談については、昨年度同様今年度も実施した。　※令和元年度　ランチサロン活動回数：１１回　　　　※令和２年度　ランチサロン活動回数：　０回　　　　　令和２年度 堺識字・多文化共生学級「つどい」への参加回数：７４回　　　　　令和３年度 堺識字・多文化共生学級「つどい」への参加回数：１３４回　　　　　令和４年度 堺識字・多文化共生学級「つどい」への参加回数：１６４回令和５年度 堺識字・多文化共生学級「つどい」への参加回数：１６８回 |

（様式第１－５号）

　市町村名：　堺　　市

⑨その他の創意工夫による取組み

|  |  |
| --- | --- |
| 区分及び事業名※１から４のいずれか該当するもの一つに○を付し、（　　　）に事業名を記入してください。※１から４の複数の区分に該当するものについては、それぞれ用紙を分けて記入してください。 | １　人権相談分野（事業名：　　　　　　　　　）２　地域就労支援分野（事業名：　　　　　　　）３　進路選択支援分野（事業名：　　　　　　　）４　生活上のさまざまな課題等の発見又は対応分野（事業名：生活上の困難を抱える地域住民の発見及び相談につなげる。） |
| 取組内容※府ホームページへは当様式に記載されている内容を原則そのまま掲載いたします。また、記載にあたりましては現状、現状における課題及び当該課題解決へ向けた取組み内容をできるだけ詳細に記入してください。【新規・継続の別】　※該当する方に○を付してください。　 １．新規　２．継続 【交付対象となった年度：令和元年度　】【 現 状 】相談者が直接相談窓口に来所する、又は電話することで相談員が相談に対応している。【現状における課題】相談を「待つ」状況であり、アウトリーチを行えていない。【取組み内容】 ※継続実施分について、取組み内容を拡充する場合は、その内容を追記してください。地域団体等で構成する「おすそわけ食マーケット実行委員会」にメンバーとして参画し、炊き出しやフードバンクに集められる食品を地域住民に不定期で届ける取り組みを行うことにより、生活上の困難を抱えている地域住民を発見し、相談につなげてきた。令和３年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、「おすそわけマート」として実施したが、令和４年度以降、今年度もフードバンクから提供を受けた食品を配布する取り組みを行った。※令和元年度 おすそわけ食マーケット活動回数：３回※令和２年度 おすそわけ食マーケット活動回数：０回※令和２年度 おすそわけマート活動回数　　　：１２回※令和３年度 おすそわけマート活動回数　　　：６０回※令和４年度 おすそわけマート活動回数　　　：６０回　　　　　※令和５年度 おすそわけマート活動回数　　　：６０回 |

（様式第１－５号）

　市町村名：　堺　　市

⑨その他の創意工夫による取組み

|  |  |
| --- | --- |
| 区分及び事業名※１から４のいずれか該当するもの一つに○を付し、（　　　）に事業名を記入してください。※１から４の複数の区分に該当するものについては、それぞれ用紙を分けて記入してください。 | １　人権相談分野（事業名：　　　　　　　　　）２　地域就労支援分野（事業名：　　　　　　　）３　進路選択支援分野（事業名：　　　　　　　）４　生活上のさまざまな課題等の発見又は対応分野（事業名：あらゆる相談に対応する職員の資質向上　） |
| 取組内容※府ホームページへは当様式に記載されている内容を原則そのまま掲載いたします。また、記載にあたりましては現状、現状における課題及び当該課題解決へ向けた取組み内容をできるだけ詳細に記入してください。【新規・継続の別】　※該当する方に○を付してください。　 １．新規　２．継続 【交付対象となった年度：令和２年度　】【 現 状 】　　総合生活相談・人権相談の窓口であるため、地域住民をはじめ、市民から多種多様な相談が寄せられる。先ずは傾聴し、相手のニーズを掴むことを心掛けているが、その際の対応方法や、情報提供について、職員が日々知識や技法を高める必要がある。また、経験年数等によって、相談の質に差が大きくならない様に努める必要がある。【現状における課題】　　相談員の経験年数等によって、相談対応の質に差が生じる可能性がある。また、総合生活相　談窓口であり、お受けする相談の種類がとても多いため、必要な情報提供をするためには、少しでも多くのケースについて考察しておくことが求められる。【取組み内容】 ※継続実施分について、取組み内容を拡充する場合は、その内容を追記してください。　　週一回、相談員が相談事例を探し、相談員全員で具体的な事案についてケーススタディを行ってきた。その結果、実際の相談対応に備えることができた。※令和元年度　相談事例検討会:５２回　　　　　※令和２年度　相談事例検討会:５１回　　　　　※令和３年度　相談事例検討会:５４回　　　　　※令和４年度　相談事例検討会:５０回　　　　　※令和５年度　相談事例検討会:５１回 |

（様式第１－５号）

　市町村名：　堺　　市

⑨その他の創意工夫による取組み

|  |  |
| --- | --- |
| 区分及び事業名※１から４のいずれか該当するもの一つに○を付し、（　　　）に事業名を記入してください。※１から４の複数の区分に該当するものについては、それぞれ用紙を分けて記入してください。 | １　人権相談分野（事業名：　　　　　　　　　）２　地域就労支援分野（事業名：　　　　　　　）３　進路選択支援分野（事業名：　　　　　　　）４　生活上のさまざまな課題等の発見又は対応分野（事業名：弁護士による法律相談の実施　） |
| 取組内容※府ホームページへは当様式に記載されている内容を原則そのまま掲載いたします。また、記載にあたりましては現状、現状における課題及び当該課題解決へ向けた取組み内容をできるだけ詳細に記入してください。【新規・継続の別】　※該当する方に○を付してください。　 １．新規　２．継続 【交付対象となった年度：令和２年度　】【 現 状 】　　総合生活相談・人権相談の窓口として、地域住民をはじめ市民から多種多様な相談が寄せられる。特に法律に関しての相談は専門である弁護士に案内している。【現状における課題】　　弁護士相談は、各区役所で週に１～３回、先着順で実施しているが、事前に予約が必要なため予約するも定員がありすぐに受付終了となる。地域住民等が身近なところで迅速に弁護士相談を受ける体制が必要であった。【取組み内容】 ※継続実施分について、取組み内容を拡充する場合は、その内容を追記してください。　　平成２７年度から人権ふれあいセンターで、弁護士相談を毎月第２火曜日と第４土曜日の２回実施してきた。特に土曜日に実施する弁護士相談は、全市においても人権ふれあいセンターだけであるため、市民のニーズが高い。※令和元年度　弁護士相談件数　７４件　　　　　※令和２年度　弁護士相談件数　５３件　　　　　※令和３年度　弁護士相談件数　７０件　　　　　※令和４年度　弁護士相談件数　７２件　　　　　※令和５年度　弁護士相談件数　２２件 |

（様式第１－５号）

　市町村名：　　堺市

⑨その他の創意工夫による取組み

|  |  |
| --- | --- |
| 区分及び事業名※１から４のいずれか該当するもの一つに○を付し、（　　　）に事業名を記入してください。※１から４の複数の区分に該当するものについては、それぞれ用紙を分けて記入してください。 | １　人権相談分野（事業名：　　　　　　　　　）２　地域就労支援分野（事業名：職業適性診断　）３　進路選択支援分野（事業名：　　　　　　　）４　生活上のさまざまな課題等の発見又は対応分野（事業名：　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 取組内容※府ホームページへは当様式に記載されている内容を原則そのまま掲載いたします。また、記載にあたりましては現状、現状における課題及び当該課題解決へ向けた取組み内容をできるだけ詳細に記入してください。【新規・継続の別】　※該当する方に○を付してください。　 １．新規　２．継続 【交付対象となった年度：平成28年度】【 現 状 】堺市地域就労支援センターにおいて、働く意欲がありながら様々な阻害要因を抱え、雇用・就労を実現できないでいる就職困難者に対する就労相談や職業能力開発講座、合同企業面接会等を実施している。【現状における課題】相談業務において、相談者の適性についてコーディネーターの経験や主観に左右される部分があった。【取組み内容】 ※継続実施分について、取組み内容を拡充する場合は、その内容を追記してください。平成26年度から、就職を希望する相談者の適切な職業選択を支援するため、新たに職業適性診断システムを導入した。システム導入により、相談者本人の特徴・適性を客観的に把握し、職業選択の幅を広げることができるようになるなど就職相談の充実が図られた。また、システム導入にあたっては、診断結果の解説・助言等を適切に行うことができるよう、コーディネーターの資質向上も努めた。 |

（様式第１－５号）

　市町村名：　　堺市

⑨その他の創意工夫による取組み

|  |  |
| --- | --- |
| 区分及び事業名※１から４のいずれか該当するもの一つに○を付し、（　　　）に事業名を記入してください。※１から４の複数の区分に該当するものについては、それぞれ用紙を分けて記入してください。 | １　人権相談分野（事業名：　　　　　　　　　）２　地域就労支援分野（事業名：ハローワークの求人情報の活用）３　進路選択支援分野（事業名：　　　　　　　）４　生活上のさまざまな課題等の発見又は対応分野（事業名：　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 取組内容※府ホームページへは当様式に記載されている内容を原則そのまま掲載いたします。また、記載にあたりましては現状、現状における課題及び当該課題解決へ向けた取組み内容をできるだけ詳細に記入してください。【新規・継続の別】　※該当する方に○を付してください。　 １．新規　２．継続 【交付対象となった年度：平成28年度】【 現 状 】堺市地域就労支援センターにおいて、働く意欲がありながら様々な阻害要因を抱え、雇用・就労を実現できないでいる就職困難者に対する就労相談や職業能力開発講座、合同企業面接会等を実施している。【現状における課題】就職相談業務における求人情報の提供については、最寄りのハローワークが作成している求人情報冊子や民間の求人情報媒体の提供を実施していたが、求人情報の更新や、希望する求人条件等による速やかな検索には対応できていなかった。【取組み内容】 ※継続実施分について、取組み内容を拡充する場合は、その内容を追記してください。平成27年10月から、ハローワークの求人情報のオンライン提供を受け、全国の最新の求人情報を検索・閲覧できるようになった。就職相談を実施しながら、希望する条件（就業場所、賃金、就業時間、休日など）による検索などができるようになり、相談業務の充実が図られた。 |

（様式第１－５号）

　市町村名：　　　堺市

⑨その他の創意工夫による取組み

|  |  |
| --- | --- |
| 区分及び事業名※１から４のいずれか該当するもの一つに○を付し、（　　　）に事業名を記入してください。※１から４の複数の区分に該当するものについては、それぞれ用紙を分けて記入してください。 | １　人権相談分野（事業名：　　　　　　　　　）２　地域就労支援分野（事業名：オンライン相談の導入）３　進路選択支援分野（事業名：　　　　　　　）４　生活上のさまざまな課題等の発見又は対応分野（事業名：　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 取組内容※府ホームページへは当様式に記載されている内容を原則そのまま掲載いたします。また、記載にあたりましては現状、現状における課題及び当該課題解決へ向けた取組み内容をできるだけ詳細に記入してください。【新規・継続の別】　※該当する方に○を付してください。　 １．新規　２．継続 【交付対象となった年度：令和３年度】【 現 状 】　堺市地域就労支援センターにおいて、働く意欲がありながら様々な阻害要因を抱え、雇用・就労を実現できないでいる就職困難者に対する就労相談や就業能力開発講座、合同企業面接会等を実施している。【現状における課題】　新型コロナウイルス感染症の拡大等が懸念される中、求職者に対する就労相談について、対面及び電話での相談しか対応できていなかった。【取組み内容】 ※継続実施分について、取組み内容を拡充する場合は、その内容を追記してください。　令和２年５月から、求職者の感染症罹患防止とともに、利便性を考慮した多様な相談体制を図るため、オンラインでの就労相談を可能とした。 |